

全建労発第67号
令和2年3月4日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

**「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」（分野別運用方針）
の改正について**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運用方針につきまして、対象の職種が現在の11職種に加え、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の7職種が追加となった旨、国土交通省より通達がありました。

また、本年4月1日より建設特定技能受入計画の申請について、原則としてオンライン申請になるとともに、同計画の審査及び認定については、各地方整備局が行うことになるということです。

つきましては、当該方針及び運用要領の趣旨をご理解の上、貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

(各建設業者団体の長) 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)
の改正について

平素より、国土交通行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 30 年 12 月に成立した在留資格「特定技能」を創設するための改正入管法については、同法に基づく政府基本方針及び分野別運用方針が同年末に閣議決定され、平成 31 年 4 月に施行されたところです。この新たな在留資格制度の開始により、建設分野については、全 14 分野のうちのひとつとして、特定技能外国人の受入れを開始しております。

受入れ開始から約 1 年が経過した本日 2 月 28 日(金)、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)について、建設分野の受入れ職種(業務区分)の追加等の所要の改正が閣議決定されました。これにより、建設分野の現在の 11 職種に加え、7 職種(とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工)が新たに特定技能外国人の受入れ対象として追加されることになりましたので、通知いたします。

上記新職種に関する建設分野特定技能受入計画については、申請受付を本日より開始いたします。新職種の業務内容については、上記分野別運用方針の改正に伴い「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領―建設分野の基準について―」(平成 31 年 3 月法務省・国土交通省編)を改正しておりますので、別添をご確認願います。

なお、建設分野での受入れにあたっては、建設産業の特性を踏まえて国土交通大臣が定める受入企業の基準を設定しております。受入企業は、1 号特定技能外国人の在留資格の審査と並行して、国土交通大臣より建設特定技能受入計画の認定を受ける必要があります。受入企業におかれては、(1)建設業法第 3 条の許可(2)受入企業及び外国人の建設キャリアアップシステムへの登録(3)特定技能外国人受入事業実施法人である(一社)建設技能人材機構への加入(4)外国人に対して同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬設定等、認定のために必要な要件がありますので、ご留意いただくとともに、申請にあたっての詳細については国土交通省のホームページをご確認ください。

なお、令和 2 年 4 月 1 日より、建設特定技能受入計画の申請は、原則としてオンライン申請になるとともに、同計画の審査及び認定については各地方整備局が行います。詳細については、3 月中頃を目途に国土交通省のホームページ等で周知いたします。

上記について、貴団体等において周知いただきますようお願いいたします。

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

－建設分野の基準について－

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月6日一部改正

令和元年11月29日一部改正

令和2年2月28日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならないとされ、建設分野についても「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、建設分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第357号。以下「告示」という。）において、建設分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 特定技能外国人が従事する業務	3
第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	6
第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画 の適正な実施の確保に係る基準	10
1. 概要	11
2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準	11
第4 建設特定技能受入計画の認定	13
1. 概要	15
2. 建設特定技能受入計画の認定	15
(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	
(2)提出書類	
(3)提出先	
3. 建設特定技能受入計画の変更	24
4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	25
第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	26
1. 概要	28
2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	28
(1)登録要件	
(2)提出書類	
(3)提出先	
3. 登録に係る申請書記載事項の変更	31
4. 法人の登録及び取消しに係る公表	31
特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）	32
第6 上陸許可に係る基準	33

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3（1）ア関係（1号特定技能外国人） 別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3（2）ア関係（2号特定技能外国人） 別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務

建設分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針 3（１）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）アに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1（１）のいずれかの試験合格又は下記 2（１）の技能実習 2 号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

また、2 号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針 3（２）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）イに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1（２）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

- 1 号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に、また、2 号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められます。【特定技能基準省令第 1 条第 1 項】
- 本要領別表 6－1 に記載された試験の合格により確認された技能を要する同表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表 6－1 に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表 6－2～別表 6－19 のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。
- なお、別表 6－2～別表 6－19 に記載された関連業務以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（除草・除雪などの建設工事には該当しない業務）に付随的に従事することもあり得るものです。
- 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者（以下「特定技能所属機関」という。）となるための基準については、後述の「第 3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準」及び「第 4 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 6－1 号）

【留意事項】

- 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。な

お、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p 20の1号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第1 3（1）②，様式第2）の項の記載を参照してください。

- 労働安全衛生法に基づく特別教育又は技能講習等が必要とされている業務について、特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、当該教育又は講習等を修了させなければなりません。なお、外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないことなどから、特定技能外国人に対し特別教育等の安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法により行わなければなりません。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、建設分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N４以上）」

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）建設分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

○ 特定技能外国人として建設分野の業務に従事する場合には、本要領別表６－１に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。

○ また、１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表６－１

に定める職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。

- 本要領別表6-1に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、試験合格のほか、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベル3(職長レベルの建設技能者)を想定しています。その詳細については、各技能に応じて異なりますので、国土交通省において別途定めることとします。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力水準を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表6-1に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合
 - 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)
- *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号＞

- 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類
- ただし、建設キャリアアップシステムにおけるレベル3のカードを取得している

場合には、当該カードの写し及び技能者ⅠDがあれば、上記二つの書類は不要。

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十三 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）が次のいずれにも該当することとする。

- 一 1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 二 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。
- 三 前号に規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

第3条

前条第1号の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項

二 国内人材確保の取組に関する事項

三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項

四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～八（略）

第4条・第5条（略）

第6条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第7条

適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。

一 特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言

二 1号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応

三 その他1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務

1. 概要

建設分野の特定技能所属機関は、建設特定技能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関による確認等を受けることが求められます。

2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号】
- 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認定計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び国土交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第2号・第3号】
- また、国土交通省は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、適正就労監理機関に、巡回訪問その他の方法により、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する認定計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言を行わせることとしています。【告示第6条第2項】
- 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ることや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告示第2条第2号・第3号、第6条第1項】
- なお、国土交通大臣が認めた適正就労監理機関の名称等は、国土交通省のホームページにて公表しています。

【確認対象の書類】

- 建設特定技能受入計画の認定証（告示様式第3）の写し
- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

第4 建設特定技能受入計画の認定

【関係規定】

告示第3条

前条第1号の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。
 - ロ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。
 - ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
- 二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。
- ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- 二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。

- 五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- 六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。
- 七 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）第2の2に規定する外国人建設就労者をいう。以下同じ。）の総数の合計が常勤の職員（1号特定技能外国人、技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）及び外国人建設就労者を含まない。）の総数を超えないこと。
- 八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

第4条

国土交通大臣は、第2条第1号の認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものとする。

- 2 国土交通大臣は、第2条第1号の認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、前項の認定証に記載された内容を提供することができる。

第5条

特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。

第6条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第7条（略）

第8条

国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。
- 三 不正の手段により第2条第1号又は第5条第1項の認定を受けたとき。
- 四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

1. 概要

告示第2条第1号の認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。

国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。

2. 建設特定技能受入計画の認定

(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項

建設特定技能受入計画（以下「計画」という。）は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合（技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む）、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。

計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益に資するものです。

計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下のとおりです。また、計画

の認定後、認定証に記載された内容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。

①特定技能所属機関になろうとする者に関する事項【告示第3条第3項第1号ロ・ハ】

○建設キャリアアップシステムへの事業者登録

- 建設キャリアアップシステムを活用することで、特定技能外国人に対する、日本人と同様の、客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払の実現や、工事現場ごとの当該外国人の在留資格・安全資格・社会保険加入状況の確認、不法就労の防止等の効果が得られます。
- 特定技能所属機関になろうとする者は、あらかじめ建設キャリアアップシステムに登録する必要があります。
- 計画には、登録後に付される建設キャリアアップシステム事業所番号（以下「事業者ID」という。）を記載してください。
- なお、建設キャリアアップシステムの登録方法については、一般財団法人建設業振興基金のホームページ等をご覧になり、不明な点があれば当該法人にお問い合わせください。

○特定技能外国人受入事業実施法人への所属等

- 建設業界自ら特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない組織として国土交通大臣の登録を受けた者は、特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）として、当該事業を行うこととなります。
- 特定技能所属機関は、直接的又は間接的に登録法人に所属し、行動規範を遵守する必要があります。登録法人の正会員である建設業者団体に間接的に加入するか、登録法人の賛助会員として直接加入するか、いずれかの方法で登録法人に所属し、登録法人が定める行動規範に従い、適正な受入れを行って頂く必要があります。
- 登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

②国内人材確保の取組に関する事項【告示第3条第3項第1号ホ】

- 本在留資格（特定技能）は、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもな

お、人材を確保することが困難な状況にあるため必要と認められる場合に限って外国人材の受入れを可能とするものです。国内で人材の確保に係る相応の努力を行っているかどうか重要な審査のポイントです。職員に対する処遇をおろそかにしていないかや、適正な労働条件による求人の努力を行っているか、について審査をします。

- したがって、ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額（月額）が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件（処遇等）での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員（技能者）の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されないこととなります。
- その他の国内人材確保の取組としては、例えば、建設技能者の技能及び経験を適切に評価して処遇改善を図ることを目的として建設業界全体で取り組んでいる建設キャリアアップシステムに加入し積極的に運用していること、などが想定されます。
- 職員の適切な処遇の確保、適切な労働条件を提示した労働者の募集等を行っているかについては、（２）提出書類の⑧にて確認を行いますので、補足事項がある場合には、その内容を記入してください。
- また、就業規則や賃金規定を適切に定め、運用されているかも国内人材確保の取り組みの一環として評価し、計画認定後も、国又は適正就労監理機関により必要に応じて助言、改善指導を行います。

③ 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】

○ 1号特定技能外国人の処遇について（告示様式第1 3（1）①(6)(7)）

- 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号において「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」を要件としています。

（報酬の額）

- 1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年以上の経験を有する者として扱うこととします。

- このため、報酬予定額を決める際には、技能実習生（２号）を上回ることはもちろんのこと、実際に１号特定技能外国人と同等の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。
- なお、特定技能所属機関に比較対象となる日本人の技能者がいない場合においても、例えば特定技能所属機関については、就業規則や賃金規程に基づき、３年程度又は５年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、周辺地域における建設技能者の平均賃金や設計労務単価等を根拠として提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、客観的に合理的理由を説明する必要があります。
- 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、申請書に記載された報酬額について
 - ・ 同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金
 - ・ 事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準
 - ・ 全国における同一又は類似職種の賃金の水準
 - ・ 他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくことになります。
- また、１号特定技能外国人については、建設キャリアアップシステムへの技能者登録が要件となっていますので、同システムによる能力評価を活用しつつ、技能レベルに応じた適切な処遇を心がけてください。客観的な能力評価基準に基づき国籍を問わず処遇することにより、日本人、外国人それぞれから、処遇に対する納得感が得られることになり、低賃金への不満を理由とした失踪を抑制する効果が期待できます。

（報酬の支払形態）

- 日給制や時給制の場合、季節や工事受注状況による仕事の繁閑によりあらかじめ想定した報酬予定額を下回ることもあり、報酬面のミスマッチが特定技能外国人の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性を否定できません。
- したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制（※）によりあらかじめ

め特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。

- ※ 本要領において「月給制」とは、「1 カ月単位で算定される額」（基本給，毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給されるものを指します。
- ※ 特定技能外国人に支給される報酬のうち「1 カ月単位で算定される額」が，同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる 1 カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。
- ※ 特定技能外国人の自己都合による欠勤（年次有給休暇を除く）分の報酬額を基本給から控除することは差し支えありませんが，会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業について欠勤の扱いとすることは認められません。天候を理由とした休業も含め，使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には，労働基準法に基づき，平均賃金の 60%以上を支払う必要があります。また，休業する日について本人から年次有給休暇を取得する旨の申出があった場合，年次有給休暇としても問題ありません。
- ※ 1 カ月あたりの所定労働日数が変動したり，変形労働時間制を採用することにより 1 カ月の所定労働時間数が変動したりする場合も，「1 カ月単位で算定される額」で報酬を支給しなければなりません。

（昇給等）

- 1 号特定技能外国人が在留することができる期間は，通算して 5 年を超えない範囲とされており，この範囲で就労することが可能です。したがって，技能の習熟（例：実務経験年数，資格・技能検定を取得した場合，建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等）に応じて昇給を行うことが必要であり，その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約や計画に記載しておくことが必要です。
- また，賞与，各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要がある，特定技能外国人だけが不利になるような条件は認められません。

○ 1 号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第 1 3（1）②，様式第 2）

- 特定技能所属機関は，必ず告示様式第 2 を用い，1 号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について，事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し，当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。外国人が十分に理解することがで

きる言語を用いた説明については、国土交通省HPにおいて公表している様式例を参考にしてください。

- 「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、その旨を当該特定技能外国人に説明し、理解を得なければ当該業務に従事させることはできません。また、転倒災害発生のおそれとその防止対策等について、当該特定技能外国人が理解していることを確認する必要があります。
 - 当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。
 - 説明は直接対面で行うことを必ずしも要さず、テレビ電話等の映像と音声が双方向で確認できるもので行うことも可能であり、説明時に通訳の方が同席することは差し支えありません。
 - なお、送出し国の国内法制や我が国との間の協力覚書等によっては、主たる業務か付随的な関連業務かの別にかかわらず、従事させることができない業務もありますので、ご注意ください。例えば、ベトナムに関しては、同国の国内法令によって、放射能の影響下にある区域、放射能汚染区域における就労が禁止されているため、そのような活動が想定される場合、ベトナム当局は、我が国とベトナムとの間の協力覚書の規定に基づき、ベトナム国内で必要な手続を完了したことを証する推薦者表を作成しないことに留意願います。
 - また、計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。
- ※ 1号特定技能外国人支援計画の実施においては、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前の事前ガイダンスを行わなければなりません。これに加えて、従事させる業務の内容、報酬に係る情報提供について、告示様式第2を用いて行わなければなりません。（事前ガイダンスについては、特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（支援））を参照し

てください。)

○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について（告示様式第1 3(1)④）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき（例：経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等）は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。
- 報告様式は、分野参考様式第6-2～第6-5のとおりです。
- 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、分野参考様式第6-2を用いて、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があります。
- ※ 特定技能雇用契約の終了や特定技能外国人が活動を継続することが困難となったときは、別途、地方出入国在留管理局に対する届出も必要ですので留意ください（特定技能外国人受入れに関する運用要領「第7章 特定所属機関に関する届出」を参照してください。)

○建設キャリアアップシステムへの技能者登録

- 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録する必要があります。
- 既に日本に在留している技能実習修了者等を雇用する場合には、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を申請時に提出する必要があります。
- 海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、入国後原則として1か月以内に、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を国土交通省へ提出する必要があります。国土交通省は、特定技能外国人に限らず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、特定技能所属機関における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えています。

○元請建設業者の指導について（告示様式第1 3(1)⑥）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者（元請建設業者）からの、国土交通省が別途定めるガイドライン（特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン※）に基づく指導に従わなければなりません。
- ※ ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。

- 例えば、特定技能所属機関が特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。
- 計画の認定証の情報の全部又は一部は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。

○常勤職員数（告示様式第1 1(9), 3(3)）

- 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数との合計が、特定技能所属機関となろうとする者の常勤の職員（1号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない）の総数を超えてはいけません。
- 建設技能者は、一つの事業所だけで働くわけではなく、様々な現場に出向いて働くことを必要としますので、支援を要する1号特定外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。

④1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条第3項第8号】

○受入れ後の講習又は研修について（告示様式第1 3(1)⑦）

- 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。ただし、登録法人が受入れ後講習に相当する内容を当該外国人に対して本邦上陸前に行った場合、又は計画の認定前に特定技能所属機関が適正就労監理機関による事前巡回指導を受けた場合には、この限りではありません。
- 受入れ後講習の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。
- 国土交通大臣が指定する受入れ後講習の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月以内に、

当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされますので、受講可能なものを選択し受講させてください。

- この他、国土交通大臣が指定する講習又は研修の内容については、国土交通省のホームページにて公表しています。

○安全衛生教育について（告示様式第1 4(1)）

- 計画には、特定技能外国人に従事させる業務に従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させるよう留意が必要です。
- 労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。

○技能の習得について（告示様式第1 4(2)）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する技能教育を施す必要があります。
- 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年間の在留期間を見据えた技能の向上を図ることが必要です。
- 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能習得の目標を記載してください。

（2）提出書類

- ① 建設特定技能受入計画認定申請書（告示様式第1）
- ② 建設特定技能受入計画（告示様式第1（別紙））
- ③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明書

- ④ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること）
- ⑤ 建設業法（昭和 24 法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていることを証する書類
- ⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者 ID を明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）
- ⑦ 建設キャリアアップ技能者 ID を明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）
- ⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（会員証明書の写し）
- ⑨ ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類（計画申請日から 1 年以内のもの）
- ⑩ 1 号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類
- ※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近の日本人に対する平均的な月額
の報酬支払実績が分かるもの）及び実務経験年数を証する書類を含む
- ⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能
雇用契約書及び雇用条件書の写し
- ⑫ 1 号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契
約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で
書面を交付して説明したことを証する書類の写し（告示様式第 2）
- ⑬ 就業規則及び賃金規程（「常時 10 人以上の労働者を使用しない」企業であっ
てこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には
提出してください。）

（3）提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係
（郵送又は持参）

※令和 2 年 4 月以降は、原則としてオンラインによる申請となります。

※令和 2 年 4 月以降の計画の審査及び認定は各地方整備局等において行いま
す。お問い合わせ先は国土交通省のホームページをご確認ください。

3. 建設特定技能受入計画の変更

計画の記載事項に変更がある場合、特定技能所属機関は、国土交通大臣に対して計画の変更申請又は届出を行う必要があります。

- 変更の申請については分野参考様式第6－6，変更の届出については様式第6－7を使用し，変更箇所が分かるように記載してください。
- 提出先は，2.（3）と同様です。
- 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合，告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので，留意してください。

（変更申請が必要なケース）

認定証記載事項の変更

例：特定技能所属機関の住所，代表者，常勤職員数，受入人数，就労場所等

（届出が必要なケース）

認定証記載事項以外の建設特定技能受入計画記載事項の変更

例：特定技能所属機関の連絡先等

4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し

告示第8条のいずれかに該当するときは，計画の認定が取り消されることとなります。

また，計画の認定が取り消された場合，特定技能所属機関は，特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。

建設分野の場合，告示第14条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので，特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には，登録法人に対して，転職の支援が必要な旨，報告を行ってください。

第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示第10条

建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
 - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
 - ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施
 - ハ 特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の特定技能外国人の雇用の機会の確保を図るために必要な取組
- 二 特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正な受入れを行うことを確保するための取組
- 三 特定技能外国人が従事することとなる業務に係る建設業者団体及び主として発注者から直接建設工事を請け負う建設業者を構成員とする建設業者団体を構成員に含むものであること。
- 四 国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、当該協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第1号二の取組に係る業務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる業務に該当するものについては、委託により適正就労監理機関に行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担すること。

第11条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第12条

国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第16条の規定により第10条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ロ 第10条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第16条の規定により第10条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第13条

国土交通大臣は、第11条第1項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。

第14条

第10条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第15条

国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第16条

国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができる。

- 一 第12条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- 二 第14条第1項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第10条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理

由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

第17条

国土交通大臣は、第10条の登録をしたとき又は登録法人から第14条第1項の規定による変更の届出（第11条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 国土交通大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日

3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

1. 概要

建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることができます。建設分野で1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守することが求められます。

登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録

（1）登録要件

①特定技能外国人受入事業【告示第10条第1号】

○行動規範の策定及び当該規範の適正な運用

- 特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）は、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて、低賃金や社会保険未加入と

いった処遇で労働者を雇用するなどの劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を整備すること，他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること，建設分野における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること，特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合に建設業界として特定技能外国人の転職先などの雇用機会を確保すること等の課題に対処するために設けるものです。

- 登録法人は，これらの課題に的確に対応するための行動規範を策定し，当該行動規範の適正な運用を図る必要があります。

○建設分野特定技能評価試験の実施

- 登録法人は，すべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験を実施する必要があります，試験実施に係る窓口としての役割を担うため，各試験区分に関係する専門工事業団体との協力体制を構築する必要があります。
- 試験の実施に係る総合調整は登録法人が行いますが，受入対象の試験区分に関係する専門工事業団体は，それぞれ建設分野特定技能 1 号及び 2 号に係る技能評価試験を作成し，登録法人の求めに応じて，試験官の派遣や合否判定などの事務を支援することになります。

○建設分野特定技能外国人に対する講習，訓練又は研修の実施，就職のあっせん等の取組

- 登録法人は，建設分野特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため，海外現地機関と業務提携をしたうえで，教育訓練プログラムを策定し，教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。
- 就職のあっせんについては，建設労働者の場合，民間の有料職業紹介事業者による人材あっ旋が受けられないため，他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって，主に登録法人が，企業からの求人情報を集約し，求人求職のあっ旋等を行うこととなります（ハローワーク等の無料職業紹介の活用は自由に行えます）。また，建設分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこととなります。

○特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組

- 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認することは，建設業界の共通の利益に資するものであり，国のみならず，建設業界を代表する立場である登録法人自身にもその役割を担わせることとしたものです。いわば，

登録法人は、建設業界の自警団としての役割を担っていると考えて良いでしょう。

- 登録法人は、構成員間での取組はもちろん、国及び適正就労監理機関とも連携し、計画に従った受入れを継続的に呼びかけるとともに、定期的な巡回訪問等による指導及び助言、特定技能外国人に対する常時の相談及び苦情の受付とそれを受けた対応も含め、適正な受入れに対応できる体制を構築する必要があります。

②登録法人の構成員

- 特定技能外国人が従事することとなる業務に関係する専門工事業団体及び元請建設業者団体を構成員とする必要があります。
- これ以外の建設業者団体や建設関係団体、登録支援機関などについても構成員となることが想定されます。

※特定技能所属機関が、登録法人の構成員である建設業者団体のいずれにも加入していない場合は、当該特定技能所属機関自身が登録法人の構成員となることが求められます。

③協議会への参画

- 登録法人は、②のとおり、受入れ職種に関係する専門工事業団体及び元請建設業団体が構成員であり、かつ、特定技能所属機関すべてが直接または間接的に所属していることから、業界団体及び特定技能所属機関を代表する立場として、国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、調査又は指導に対する必要な協力を行うことが求められます。

④適正就労監理機関への委託

- 登録法人は、特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組の一つとして、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導・助言、1号特定技能外国人からの苦情・相談への対応を行うことが想定されます。
- これらの業務は、告示第10条第1号二に規定する登録法人が実施する取組の一つに該当するものですが、特定技能所属機関における特定技能外国人の就労状況をモニタリングし、建設技能や労働関係法令等に関する専門的知識に基づき的確に指導や助言を行うことが求められる監理業務であるため、一定の専門性及び独立性が必要です。
- 適正就労監理機関は、国土交通省がこれらの業務を行う能力を有すると認め

た者であり、特定技能所属機関とは利害関係を有さない独立した主体ですので、登録法人は、上記業務を行う際には、この適正就労監理機関に対し、委託により行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担するものとします。

(2) 提出書類（様式任意）

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書
- ② 登記事項証明書
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し
※設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。
- ⑥ 事業内容が確認できる書類
- ⑦ 申請者が告示第12条各号のいずれにも該当しないことの誓約書
- ⑧ 建設業者団体構成員名簿
- ⑨ 実施体制図

(3) 提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係
（郵送又は持参）

3. 登録に係る申請書記載事項の変更

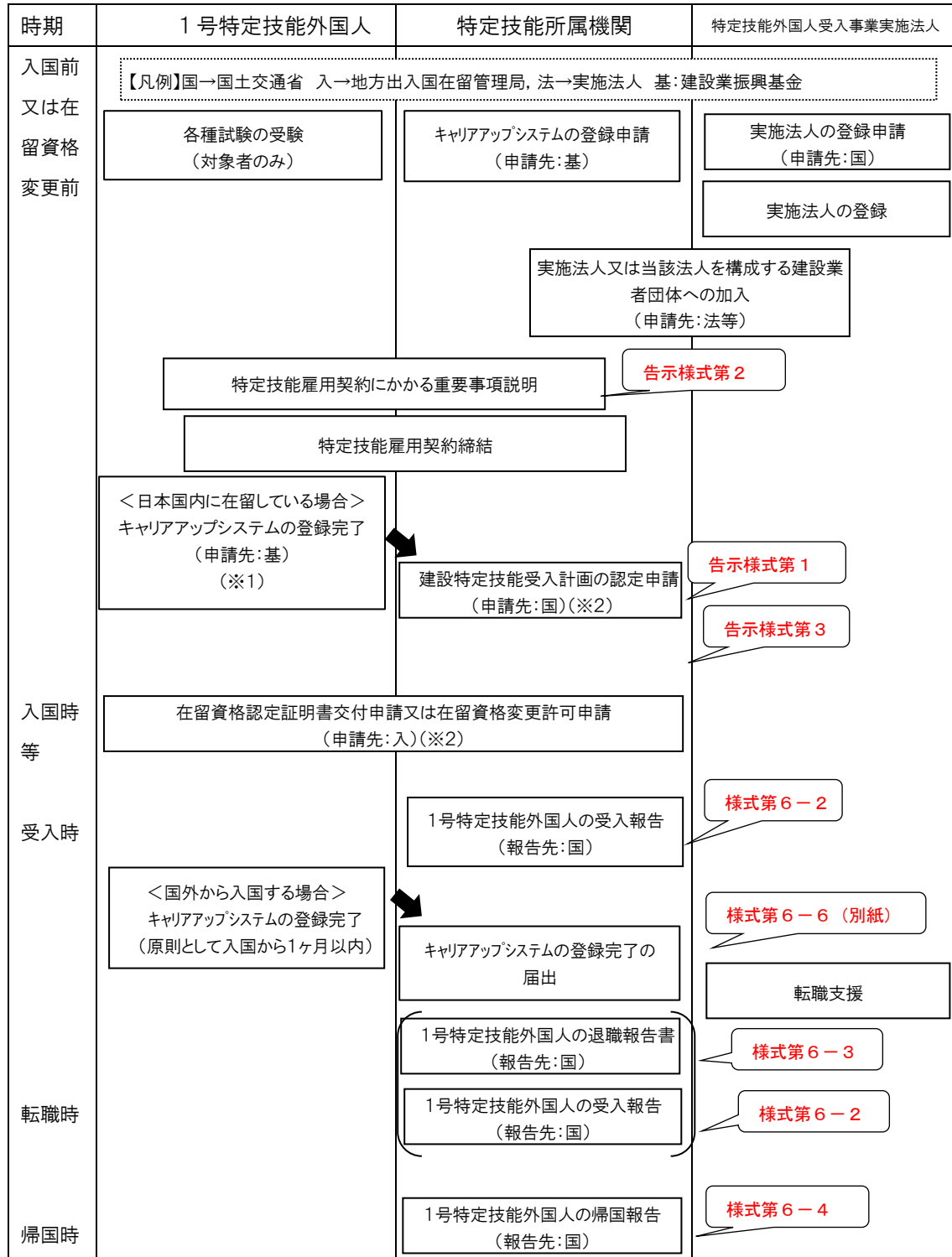
法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、国土交通大臣に対して届出を行う必要があります（様式は任意）。提出先は、2.（3）と同様です。

4. 法人の登録及び取消しに係る公表

国土交通省が法人の登録を行った場合又は告示第16条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を国土交通省のホームページにて公表します。

特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）

1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

第6 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号及び在留資格「特定技能2号」

に係る上陸基準として建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 1号又は2号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は直接雇用に限るとするもので、1号又は2号特定技能外国人を労働者派遣及び建設業務労働者の就業機会確保（以下「派遣等」という。）の対象とすることも、派遣等の対象とされた者を受け入れることもできません。
- 1号又は2号特定技能外国人について、派遣等の対象とし、又は、派遣等の対象とされた者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (型枠施工)	国際交流基金日本語基礎テスト	型枠施工	型枠工事	
	技能検定3級 (型枠施工)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 型枠施工(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (型枠施工)
					技能検定1級 (型枠施工)
【特定技能1号】 左官(指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト	左官	左官	
	技能検定3級 (左官)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 左官(複数の建設技能者を指導しながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (左官)
					技能検定1級(左官)
【特定技能1号】 コンクリート圧送(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート圧送)	国際交流基金日本語基礎テスト	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能2号】 コンクリート圧送(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (コンクリート圧送)
					技能検定1級 (コンクリート圧送施工)
【特定技能1号】 トンネル推進工(指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (トンネル推進工)	国際交流基金日本語基礎テスト			
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 トンネル推進工(複数の建設技能者を指導しながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (トンネル推進工)
【特定技能1号】 建設機械施工(指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設機械施工)	国際交流基金日本語基礎テスト	建設機械施工	押土・整地	
		日本語能力試験(N4以上)		積込み	
				掘削	
				締固め	
【特定技能2号】 建設機械施工(複数の建設技能者を指導しながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (建設機械施工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 土工(指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (土工)	国際交流基金日本語基礎テスト			
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 土工(複数の建設技能者を指導しながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (土工)
【特定技能1号】 屋根ふき(指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (屋根ふき)	国際交流基金日本語基礎テスト	かわらぶき	かわらぶき	
	技能検定3級 (かわらぶき)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 屋根ふき(複数の建設技能者を指導しながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (屋根ふき)
					技能検定1級 (かわらぶき)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (電気通信)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 電気通信(複数の建設技能者を指導しながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (電気通信)
【特定技能1号】 鉄筋施工(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (鉄筋施工) 技能検定3級 (鉄筋施工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	鉄筋施工	鉄筋組立て	
【特定技能2号】 鉄筋施工(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (鉄筋施工) 技能検定1級 (鉄筋施工)
【特定技能1号】 鉄筋継手(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (鉄筋継手)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 鉄筋継手(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (鉄筋継手)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 内装仕上げ(指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック系 床仕上げ工事	
				カーペット系 床仕上げ工事	
				鋼製下地工事	
				ボード仕上げ工事	
	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)		カーテン工事	
			表装	壁装	
【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
					技能検定1級 (内装仕上げ)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 表装(指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック系 床仕上げ工事	
				カーペット系 床仕上げ工事	
				鋼製下地工事	
	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)		ボード仕上げ工事	
				カーテン工事	
			表装	壁装	
【特定技能2号】 表装(複数の建設技能者を指導しながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
					技能検定1級 (内装仕上げ施工)
					技能検定1級 (表装)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 とび(指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (とび)	国際交流基金日本語基礎テスト	とび	とび	
	技能検定3級 (とび)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 とび(複数の建設技能者を指導しながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (とび)
					技能検定1級 (とび)
【特定技能1号】 建築大工(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築大工)	国際交流基金日本語基礎テスト	建築大工	大工工事	
	技能検定3級 (建築大工)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 建築大工(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (建築大工)
					技能検定1級 (建築大工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 配管(指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (配管)	国際交流基金日本語基礎テスト	配管	建築配管	
	技能検定3級 (配管)	日本語能力試験(N4以上)		プラント配管	
【特定技能2号】 配管(複数の建設技能者を指導しながら、配管加工・組立て等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)
					技能検定1級 (配管)
【特定技能1号】 建築板金(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	建築板金	ダクト板金	
	技能検定3級 (建築板金(内外装板金作業))	日本語能力試験(N4以上)		内外装板金	
【特定技能2号】 建築板金(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金)
					技能検定1級 (建築板金(内外装板金作業・ダクト板金作業))
【特定技能1号】 保温保冷(指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (保温保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト	熱絶縁施工	保温保冷工事	
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能2号】 保温保冷(複数の建設技能者を指導しながら, 冷暖房設備, 冷凍冷蔵設備, 動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事し, 工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保冷)
					技能検定1級 (熱絶縁施工(保温保冷工事作業))
【特定技能1号】 吹付ウレタン断熱(指導者の指示・監督を受けながら, 吹付ウレタン断熱工事等作業及び関連工事作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (吹付ウレタン断熱)	国際交流基金日本語基礎テスト			
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 吹付ウレタン断熱(複数の建設技能者を指導しながら, 吹付ウレタン断熱工事等作業及び関連工事作業に従事し, 工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (吹付ウレタン断熱)
					技能検定1級 (熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業))
【特定技能1号】 海洋土木工(指導者の指示・監督を受けながら, 水際線域, 水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (海洋土木工)	国際交流基金日本語基礎テスト			
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能2号】 海洋土木工(複数の建設技能者を指導しながら, 水際線域, 水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事し, 工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (海洋土木工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	

(注1)試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。

(注2)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（型枠施工）又は技能検定 3 級（型枠施工）

業務区分 型枠施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
主な業務内容	①基準墨出し、型枠組立用墨出し、躯体・仕上げ用墨出し ②型枠下ごしらえ・加工、型枠パネル製作 ③特殊型枠、PC 型枠製作 ④型枠・型枠パネル組立て、特殊型枠・鋼製型枠等組立て、PC 版取付、鋼製デッキ等取付 ⑤型枠用足場・支保工足場組立て ⑥型枠締付け・固定、型枠支保工設置 ⑦コンクリート打設合番 ⑧型枠・型枠パネル解体、特殊型枠・鋼製型枠等解体 ⑨型枠支保工解体、型枠用足場・支保工足場解体
想定される関連業務	①型枠数量積算 ②躯体図（コンクリート図）、型枠施工計画図、型枠支保工計画図、型枠支保工計算書類等作成・読図 ③型枠加工図、加工帳作成・読図 ④型枠資機材積算、発注 ⑤鉄骨建方・構造用集成材建方精度管理 ⑥資機材整理、小運搬、資機材揚重 ⑦資機材運搬、不要材運搬 ⑧その他、型枠施工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	①コンクリート型枠用合板、合板パネル、鋼製型枠、樹脂製、型枠、システム型枠、型枠用鋼製デッキ、剥離剤等 ②面木、目地棒、欠き込み材、栈木、端太角、トンボ端太 ③各種緊結材・固定材 セパレータ、P コン、ホームタイ等締付け金物、鋼管、ターンバックル、チェーン、根がらみ、クランプ、釘、ビス ④各種支保工 パイプサポート、枠組足場、支柱等 ⑤各種打込資材・金物類 インサート、スリーブ、タラップ、アンカー類、耐震スリット、断熱材等
使用する主な機械、設備、工具等	①手工具 型枠ハンマー、手鋸、ホームタイ回し、ラチェット、セパレータフック、番線カッター、パール、大パール ②墨出し機器 墨つぼ、下げ振り、さしがね、スケール、トランシット、レベル、ライン・ポイントレーザー、レーザーレベル ③電動工具

	インパクトレンチ、電気ドリル、携帯用丸のこ盤、可搬式、丸のこ盤、釘打ち機、コンプレッサー、電工ドラム ④足場設備 可搬式作業台、脚立、足場板、枠組足場、単管足場、高所、作業車 ⑤揚重機械・設備・玉掛用具 定置式クレーン、移動式クレーン、人荷エレベータ、建設用リフト、玉掛ワイヤ、シャックル、ワイヤーモッコ、パレット、電動ホイスト、チェーンブロック、電動チェーン、ブロック ⑥機械・車輛・運搬具 トラック、ユニック車(小型移動式クレーン)、フォークリフト、台車、ハンドパレット
--	--

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（左官）又は技能検定 3 級（左官）

業務区分 左官

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業（セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等）に従事
主な業務内容	①壁塗り ②床塗り ③コンクリート面金縷の仕上げ ④墨出し
想定される関連業務	①測定 ②各種図面の読図 ③左官作業用機械の保守管理 ④養生 ⑤足場の組立て ⑥玉掛け ⑦その他、左官業務の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	セメント、石膏プラスター、ドロマイトプラスター、消石灰、混和材料、無機質混和材、合成樹脂系混和材、減水剤、防水剤、顔料、骨材、砂、パーライト、バーミキュライト、種石、水補強材料、すさ、メッシュネット、既調合材料、既調合セメントモルタル、既調合石膏プラスター 他
使用する主な機械、設備、工具等	墨出し用具、定規、ポンプ、研磨機、ミキサー、マゼラー

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（コンクリート圧送）

業務区分 コンクリート圧送

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
主な業務内容	①コンクリート圧送工事の段取り ②輸送管の配管 （輸送管の判別・選定、輸送管閉塞時の対処を含む） ③コンクリートポンプおよび関連装置の操作 （コンクリートポンプ故障時の修復箇所の判断およびその処置を含む） ④筒先作業 ⑤圧送装置および輸送管の洗浄
想定される関連業務	①コンクリートポンプ等の保守管理 ②コンクリートポンプ車の運転 ③その他、コンクリート圧送業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	①先送り材（水・セメントペースト・モルタル・圧送用先行剤など） ②生コンクリート（レディミクストコンクリートおよびその他の生コンクリート） ③残コンクリート処理剤・改良剤
使用する主な機械、設備、工具等	①機械、設備等 コンクリートポンプ（定置式・トレーラ式）、コンクリートポンプ車、コンクリートディストリビュータ、輸送管（直管、ベント管、テーパ管、変更管、分岐管、分配管等）、ジョイント、ドッキングホース、先端ホース、ストップバルブ、輸送管洗浄用スポンジ・クリーナ類、配管支持機材および緩衝材、落下防止装置（安全ワイヤなど）、コンプレッサ、水ポンプ、油圧シャッターバルブの油圧発生装置、発電機 ②器工具等 各種手工具類、各種保護具（保護帽、保護メガネ、墜落制止用器具（安全帯）、手袋、長靴（安全靴）など）

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（トンネル推進工）

業務区分 トンネル推進工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きょを構築する作業に従事
主な業務内容	①立坑の築造、埋戻し ②地上設備・坑内設備の設置、撤去 ③掘削 ④管きょの敷設（撤去・更新・改築を含む） ⑤掘削土の処分 ⑥コンクリート構造物の築造
想定される関連業務	①路面の覆工 ②調査（地下埋設物、地上変状等） ③地盤改良 ④舗装 ⑤その他、トンネル推進工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	鋼材、生コンクリート、モルタル、鋼矢板、ライナープレート、坑口金物、管材料（鉄筋コンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管、塩化ビニル管、樹脂材 等）、セグメント、人孔、緩衝材、作泥材、裏込材、滑材、薬剤、セメント、砂、碎石、アスファルトコンクリート、型枠材、足場材、覆工板、木材、鉄筋 等
使用する主な機械、設備、工具等	①機械 クレーン、高所作業車、パワーショベル、クラムシェル、水中ポンプ、ジャッキ、掘削機、ミキサー、グラウトポンプ、吸引装置、スラリーポンプ、土砂圧送ポンプ、ベルトコンベヤ、ズリトロ、土砂バケット、バッテリーカー、ボーリングマシン、水槽、電気溶接機、発電機、パイブレーター、ウインチ、送風機、タンピングランマー、プレートコンパクター 等 ②設備 掘進設備、ジャッキ及び関連設備、土砂搬送設備、泥水処理設備、水処理設備、注入設備、送風設備、軌条設備 等 ③工具等 スパナ、レンチ、チェンブロック、レバーブロック、ワイヤーロープ、玉掛け用ロープ、ガス切断機、スコップ、ハンマー、鋸、ハッカー 等 ④その他 測量機器、ガス濃度測定器 等

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（建設機械施工）

業務区分 建設機械施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事
主な業務内容	①建設機械の走行操作 ②押土・整地（押土、巻出し盛土、敷土（撒土）、伐開除根、岩石の移動・除去、埋戻し） ③掘削・運搬、積込み ④掘削・法面の仕上げ ⑤締固め（盛土・路盤・フィルダムの締固め、アスファルト舗装の転圧） ⑥杭基礎作業（杭の建込み・打設・埋込み） ⑦現場打ち基礎作業（障害物の除去、汚水プラントの設置、鉄筋かご加工場設置、機械器具の運搬・組立て） ⑧切断・穿孔（アスファルト・コンクリート・割岩孔・静的破碎孔・ロックボルト孔・アンカー孔の穿孔、ロックボルト・アンカーの挿入） ⑨重量物の揚重運搬配置 ⑩建設機械の保守及び整備
想定される関連業務	①建設機械施工管理 ②建設機械の大型トレーラ等への積載及び移送 ③杭打ち機の解体・組立 ④玉掛け ⑤土工作業（対象職種・作業に係る手作業の部分） ⑥杭打設後の杭穴の埋戻し ⑦その他、建設機械施工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	鋼管杭、P C 杭、外殻鋼管付きコンクリート杭（S C 杭）、突起（リブ）付き鋼管、ベントナイト、コンクリート、鉄筋、アンカー、ロックボルト
使用する主な機械、設備、工具等	ブルドーザ、モータグレーダ、トラクタショベル、油圧ショベル（バックホウ）、ローラ、杭打ち機と杭打ち作業装置、掘削機、水中ポンプ、ベントナイトミキサ、表層ケーシング、スラッシュタンク、溶接器、トレミー管、スタンドパイプ、コンクリートカッタ、ワイヤーソ、ドリル、クレーン、測量用機器、施工用各種試験機、建設機械の付属品、点検・整備用器具

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（土工）

業務区分 土工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
主な業務内容	(1) 掘削 ①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業 ②押土、運搬、積込み等の土砂を移動する作業 (2) 埋め戻し ①人力、機械等による埋め戻し作業 ②敷き込み、敷均し、転圧、締固め等による表面、斜面の整形作業 (3) 盛り土・切り土 ①人力及び機械での盛り土・切り土作業 ②盛り土・切り土した表面、斜面の整形作業 ③塗布、植付け等の施工表面処理作業 (4) 水処理 地下水の汲み上げ等の地盤改良工事作業 (5) コンクリート等の打込み ①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業 ②残コン処理作業
想定される関連業務	①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業 ②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、楊重、移動作業 ③設備、施設、基礎、足場、通路、構台、備品等の設置、組立、解体作業 ④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備、設置、操作等の作業 ⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業 ⑥薬品・塗料等の散布、攪拌、混合又はモルタル等の注入、充填作業 ⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の雑作業 ⑧各種楊重運搬機械の運転 ⑨玉掛け作業 ⑧その他、土工業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	作業を行う現場や搬入材が材料（素材）であり、特定の場所や物をさすものではない。

使用する主な機械、設備、工具等	油圧ショベル、クラムシェル、ブレーカ、さく岩機、さく井機、パワーショベル、不整地運搬車、小車／一輪車、モッコ等、ピックハンマ、スコップ、ブルドーザ、振動ローラ、タイヤローラ、モーターグレーダー、タンパ／ランマ、振動プレート、コンクリートバケット、バイブレータ、 測量用機器、施工用各種試験機、高所作業車、クレーン車、ポンプ、ケーシング／スクリーンパイプ、空気圧縮機、モルタル吹付機、電源車、作業船、点検／整備用器工具 等
備考	船員法上の船員により行われる作業は除く。

試験区分 屋根ふき作業

業務区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（屋根ふき）又は技能検定 3 級（かわらぶき）

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根を葺く作業に従事
主な業務内容	(1) 屋根ふきの段取り ①瓦、化粧スレート等の選定 ②現場寸法取り ③瓦、化粧スレート等の割付け ④下葺き材、棧木の施工(化粧スレート等は特殊工法のみ)の施工 (2) 屋根ふき 1. 瓦 ①瓦合せ（一文字、刻み袖及び特殊がわらを除く） ②瓦ぶき用の土の練合せ ③瓦のふき上げ（緊結を含む）（本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く） ④瓦ふき作業に伴う樹脂接着 2. 化粧スレート等 ①各所水切、化粧スレート屋根材等の取り付け ②化粧スレート屋根材等の取り付けに伴う樹脂接着剤、熱絶縁 ③換気棟等の施工 ④屋根の補修
想定される関連業務	①屋根ふき作業に伴う足場等の組立て・解体作業 ②屋根左官作業 ③移動式クレーン運転作業 ④玉掛け作業 ⑤高所作業車運転作業 ⑥作業用機材の搬送作業 ⑦作業用機材の梱包・出荷作業 ⑧その他、屋根ふき業務の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	①素材 粘土瓦（JISA5208に規定されている瓦）、厚形スレート（JISA5402に規定されている瓦）、化粧スレート、鋼板（メッキ鋼板、塗膜装鋼板等）、非鉄金属（銅板、アルミ合金板等） ②材料 棧瓦用棧木、瓦座、淀、棟補強用芯材、棧木、木下地用留付け材、耐火野地用留付け材（ねじ等）、ALCパネル用留め付け材（専用釘、プラグ等）、コンクリート、モルタル下地の場合の留め付け材（アンカボルト、コンクリートピン、コンクリート釘等）、屋根材緊

	結用釘、屋根材緊結線、屋根材補強用釘・ねじ等、下葺き材、葺き土（窯業系瓦）、南蛮漆喰（なんばんしっくい：砂、石灰、つものまたのりを混練したもの）、モルタル、接着剤、シーリング剤、板金（水切りとして使用する金属板等）
使用する主な機械、設備、工具等	①各種手工具類 金づち、たがね、差し金、こて（鏝）、のこぎり、水系、水準器、小刀（カッタ）、釘袋、自在定規、スコップ、押切り ②機械、設備等 切断機、電気ドリル、エア・タッカ、電動タッカ、インパクトドリル、インパクトドライバ、釘打機、リフト、瓦揚げ機、梯子、高所作業車、高速砥石切断機、フォークリフト、コンクリートドリル、移動式クレーン、玉掛け用具

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（電気通信）

業務区分 電気通信

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事
主な業務内容	①通信機器の設置・据付及び撤去 通信機器の例：交換・伝送機器、IP 機器、端末機器、無線機器、アンテナ、電源装置（受配電・エンジン・蓄電池・交流・直流・空調）、基礎設備（ケーブルラック、二重床、架台等） ②通信ケーブル（屋内配線を含む）・電源ケーブルの敷設・接続・撤去 ③通信機器設定/データ設定作業 ④電柱の新設/撤去 ⑤マンホール・ハンドホールの新設・撤去 ⑥舗装の破砕・復旧 ⑦配管（地中及び屋外）の新設・撤去
想定される関連業務	①移動式クレーンの運転 ②玉掛け ③高所作業車運転 ④酸素欠乏作業 ⑤車両系建設機械の運転 ⑥アーク溶接 ⑦ガス溶接 ⑧フォークリフトの運転 ⑨廃材処理 ⑩作業用機材の搬送 ⑪その他、電気通信業務の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	コンクリート柱、鋼管柱、通信メタルケーブル、通信光ケーブル、鋼より線、アスファルト、コンクリート、碎石、砂、鋼管、硬質ビニル管、電源ケーブル、LAN ケーブル、同軸ケーブル、導帯、バスダクト、ケーブルラック、二重床、架台
使用する主な機械、設備、工具等	安全帯、昇降用転落防止器具、梯子、脚立、保護具（保護帽、絶縁チョッキ、絶縁シート、絶縁手袋、絶縁長靴）、発電機、酸欠測定器、換気扇、移動式クレーン、高所作業車、バックホー、融着接続機、パルス試験機、光パワーメーター、心線対照機、アスファルトカッター、コンクリート破砕機、ランマー、クランプメーター、絶縁抵抗計、接地抵抗計、気密試験機、無線 LAN テスター、スペクトラムアナライザー、耐圧試験器、デジタルテスター、電圧計、周波数計、雑音測定器、シンクロスコープ、信号電源測定器、絶縁工具（スパナ、ドライバー等）

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）又は技能検定3級（鉄筋施工）

業務区分 鉄筋施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
主な業務内容	① 図面の読解（構造図、躯体図、鉄筋配筋図など） ② 鉄筋の加工（機械加工・切断・曲げ） ③ 鉄筋の組立て（手加工作業を含む） ④ 鉄筋組立後の確認（自主検査等）
想定される関連業務	① 各種配筋図等作成、読解 ② 鉄筋の加工場および施工現場内での運搬 ③ 足場・構台・鉄筋架台等の架設及び復旧 ④ 作業工程管理業務（工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス） ⑤ 各種揚重運搬機械の運転 ⑥ 玉掛作業 ⑦ コンクリート打設時の相番（立会い）補助 ⑧ 溶接（ガス溶接、アーク溶接、圧接） ⑨ 機械式継手 ⑩ その他、鉄筋施工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① 鉄筋材料 各種丸鋼、各種異形棒鋼、閉鎖型フープ、スターラップ、定着板、機械式継手 ② 副資材 結束線、スペーサ
使用する主な機械、設備、工具等	① 鉄筋切断機 ② 鉄筋曲げ加工機 ③ 結束工具（ハッカー、スケール、マーキングチョークなど） ④ 加工工具（ライパー、ハンドルなど）
備考	本業務区分で特定技能外国人を受け入れる場合、当該外国人には必ず鉄筋の組立て（主な業務内容③）に従事させなければならない、鉄筋の加工（主な業務内容②）のみに従事させることは認められない。

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（鉄筋継手）

業務区分 鉄筋継手

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事
主な業務内容	①鉄筋端面加工作業 ②鉄筋支持器、溶接治具等の鉄筋取付け ③圧接器等の取付け・脱着 ④鉄筋の継手
想定される関連業務	①鉄筋継手外観検査補助 ②圧接機器の保守点検 ③鉄筋配筋補助 ④施工現場の資機材等小運搬 ⑤各種揚重運搬機械の補助 ⑥玉掛け ⑦その他、鉄筋継手業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	丸鋼鉄筋、異形棒鋼鉄筋、燃料（酸素・アセチレン・天然ガス・水素エチレン等）、研削砥石、チップソー、溶接用ソリッドワイヤー、シールド用ガス（炭酸ガス等）、裏当て材
使用する主な機械、設備、工具等	鉄筋冷間直角切断機（又はグラインダー）、ボルト締付け工具、圧接器、加熱器、加圧装置、外観測定用器具、グラインダー、鉄筋支持器、防風フード、溶接治具、溶接機、ワイヤー送給装置、溶接トーチ、ガスレギュレーター、ルート間隔測定ゲージ

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（内装仕上げ）又は技能検定 3 級（内装仕上げ）

業務区分 内装仕上げ

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業、壁装作業の作業に従事
主な業務内容	①下地の点検及び調整 ②仕上げ材の選定 ③内装仕上げ材の採寸、割出し、割付け及び墨出し ④壁下地・天井下地の組立て ⑤天井・壁・床の仕上げ
想定される関連業務	①施工材料、施工用機材等の揚重・運搬 ②各種図面の読図作業 ③足場・構台・栈橋等の架設 ④作業工程管理（工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス） ⑤各種揚重運搬機械の運転 ⑥玉掛け ⑦その他、内装仕上げ業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	ビニル系シート、ビニル系タイル、接着剤、振れ止め、補強材、プライマ、ワックス、目地処理剤、ノンスリップ、押え金具等の付属材、だんつうカーペット、人工芝生、グリッパ、フェルト、吊りボルト及びハンガ、クリップ、野縁、タッピングネジ、ナット、スタッド、ランナ、スパーサ、石膏ボード、化粧吸音板、ワンタッチビス、見切り縁材、カーテン生地、カーテンレール、カーテンボックス、開閉及び昇降用装置、壁紙、錆止め剤、コーキング剤、等
使用する主な機械、設備、工具等	スケール、千枚通し、ケレン棒、くしごて、星突き、へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ、チョークリール、玄能、脚立、グラインダ、かんな、トーチランプ、電気ドリル、エア・コンプレッサ、タッカ、コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ、下地調整器具、下地乾燥度測定器、割付用器具、採寸工具、接着剤塗布器具、圧着工具、溶接器具、加熱器具、切断用器具、敷込み用器具、補助器具、高速切断機アーク溶接機、電動工具、カーテン縫製用ミシン（本縫いミシン、掬い縫いミシン、ロックミシン、自動ひだ縫いミシン等）、縫製用ミシン付属品、裁断機プレスアイロン、検品機、形状安定装置、電動ドライバ、ハンマ、接着剤塗布用機械、切断（裁断）用機械、仕上げ用器具、加工用加熱器具、設備及び補助器具、その他の器工具

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（とび）又は技能検定3級（とび）

業務区分 とび

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、指導者の指示・監督を受けながら仮設の建築物、掘削、土止め及地業、躯体工事の組立て又は解体の作業に従事
主な業務内容	①足場の組立て及び解体作業（丸太足場、単管足場、枠組足場、その他の足場、足場に取り付ける養生設備） ②仮設の建築物の組立て及び解体作業（仮囲い、工事用仮設建築物、架設通路、構台、土止め・型枠支保工） ③掘削工事作業（根切り）（布掘り、溝掘り、段掘り） ④地業作業（玉石地業、割栗地業、砂利敷地業、杭打ち・杭抜き地業、その他の地業） ⑤矢板、腹おこし、切りばりによる土止め、連続土止め壁による土止め、その他の土止め ⑥建築物の組立作業（木造建築物、鉄骨建築物、その他の建築物） ⑦コンクリート打設作業 ⑧重量物の運搬作業 ⑨建築物の解体作業（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、その他の建造物）
想定される関連業務	①杭打ち作業 ②仮設物の撤去・荷下ろし作業 ③クレーン組立て・解体作業 ④各種揚重運搬装置による移動作業 ⑤工事現場の仮囲いの設置作業 ⑥壁、床等設備・建築資材の荷揚げ作業 ⑦電気、水道、ガス、空調等の設置機械の荷揚げ作業 ⑧仮囲いの撤去作業 ⑨その他、とび業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	①足場材 ②支保工材 ③養生材 ④番線 ⑤土止め用材 ⑥荷揚げ用材
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械、設備等 チェーンブロック、電動ホイスト、移動式クレーン、高所作業車、建設用リフト、巻上げ機（ウィンチ）、ホイスト、ベルトコンベア、バックホウ、パワーショベル、クラムシェル、トレンチャ、ドラグライン、トラクタショベル、ブルドーザ、不整地運搬車、タワークレーン、フォークリフト ② 器具等 墜落防止器具(保護帽、安全靴、安全器具(安全帯等)含む)、親綱、長靴、繊維ロープ、玉掛けワイヤロープ（台付け用ワイヤロープ）、吊りクランプ、吊りハッカ、吊りチェーン、かいしゃくロープ、シャックル、吊り綱、吊り袋、クランプ（直交・自在・三連）、梯子（はしご）、自動釘打機、釘、くさび止め材、キャンバー、ターンバックル、キトクリップ、レバーブロック、ボルシン、シャコ万、ゴムマット、平角材、スコップ、つるはし、大かなてこ、パール、測量器材(レベル、トランシット)、バケツ、しの、ハンマ、げんのう、手ハンマ、かけや、ラチェットレンチ（ラチェットスパナ）、スパ、インパクトレンチ、カッタ、カッターペンチ、のこぎり、電動丸のこ、チェーンソー、ガス切断機、インパクトドライバ、その他(とび作業関連類)

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（建築大工）又は技能検定 3 級（建築大工）

業務区分 建築大工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
主な業務内容	① 墨付け作業 ② 躯体の製作・組立作業 ③ 部品・部材の製作作業 ④ 部品・部材の組立作業 ⑤ 部品・部材の取り付け作業 ⑥ 防水作業 ⑦ 断熱作業 ⑧ 既存建築物の調査・修繕作業
想定される関連業務	① 部品・部材の数量積算 ② 部品・部材の数量確認 ③ 躯体図、加工図、組立図、設備図等の読図 ④ 施工図等の作成 ⑤ 水盛り、やりかた及び墨出し作業 ⑥ 材料・工具の管理作業 ⑦ 木材加工・作業の手順管理 ⑧ 材料の整理整頓・小運搬・揚重 ⑨ 材料の養生 ⑩ 資機材・不要材の運搬 ⑪ 解体作業 ⑫ 工事用足場の組立、移設 ⑬ その他、建築大工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① 構造材、羽柄材、造作材、合板、集成材その他の工場生産された建築資材 ② 建築部品 ③ 防水材 ④ 断熱材 ⑤ 建築金物（釘、ビスを含む） ⑥ 接着剤 ⑦ 養生材
使用する主な機械、設備、工具等	① 手工具 ・ のこ、ハンマー、のみ、かんな、墨壺、下げ振り、バール、巻き尺 等 ② 電動・エア工具 ・ 電気のか、タッカー、電気ドリル、釘打ち機、ビス打ち機、コンプレッサー、電気かんな、レーザー水準器 等 ③ その他 ・ 鋼管足場、可動足場、墜落制止用器具（胴ベルト型、フルハーネス型）等

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（配管）又は技能検定 3 級（配管）

業務区分 配管

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
主な業務内容	① 配管施工図の読解 ② 材料どり ③ 配管の加工（配管加工・切断・曲げ・接合） ④ 配管の組立て、取り付け ⑤ 配管組立後の確認（水圧試験）
想定される関連業務	① 各種原寸図等作成、読解 ② 配管の作業場内での運搬 ③ 配管工程など管理業務（工具の保守・管理、材料・資材理解） ④ その他、配管業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	配管用炭素鋼鋼管（鋼管）、ねじ込み式可鍛鉄製管継手（チーズ）、ねじ込み式可鍛鉄製管継手（エルボ、ニップル）、水道用鋼管ポリ塩化ビニル管（塩ビ管）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（塩ビ製エルボ）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（バルブ用ソケット）、横水栓、合板 等
使用する主な機械、設備、工具等	パイプ万力、パイプねじ切り器、パイプレンチ、ハンマー、面取り器、油さし、シールテープ、塩化ビニル樹脂用接着剤、寸法測定具
備考	

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（建築板金）又は技能検定 3 級（建築板金（内外装板金作業））

業務区分 建築板金

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内壁、天井等）、外装（外壁、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事
主な業務内容	(1) 内外装板金作業 ① 内外装板金工事の段取り作業 ② 切断・曲げ等による直角、複雑な形状等及び曲面のある板金製作作業 ③ 屋根・雨どい等の外装作業 ④ 壁・天井等の内外装作業 ⑤ 飾り金物の製作・取付作業 ⑥ 内外装板金接合作業 ⑦ 内外装板金製品の組立て作業 ⑧ 内外装板金加工用機械の操作及び調整作業 ⑨ 内外装板金用器工具の選択及び取扱い作業 (2) ダクト板金作業 ① ダクトの製作作業の段取り作業 ② 複雑なダクト類の湾曲した部分及び分岐した部分の板金作業 ③ 各種相貫体の板金作業 ④ はぜ組みによるダクトの接合作業 ⑤ リベット締めによるダクト製品の組立て作業 ⑥ ダクト製作用器工具の選択及び取扱い作業
想定される関連業務	① 玉掛作業(屋根材等の揚重)(特別教育又は技能講習が必要) ② 熱絶縁施工作業 ③ 防水施工作業 ④ 冷凍空調和機器施工作業 ⑤ 工場板金作業 ⑥ 内外装（金属製除く）作業 ⑦ 厨房設備施工作業 ⑧ 内装仕上げ作業 ⑨ 機械加工作業 ⑩ 金属プレス加工作業 ⑪ 溶接作業(タイトフレーム取付け) ⑫ グラインダ作業(切削作業等) ⑬ 作業用機材の搬送作業 ⑭ 作業用機材・加工製品の梱包、積み込み作業 ⑮ その他、建築板金業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① 金属材料 鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鋼板)、塗装溶融亜鉛めっき鋼板(着色亜鉛鉄板)、ステンレス鋼板、銅及び銅合金板、アルミニウム及びアルミニウム合金板、塩ビ鋼板、ガルバリウム鋼板、着色（塗装）ガルバリウム板、耐酸被覆鋼板、チタン板 ② 材料 屋根・外壁材、断熱材、防音材、シーリング材、接着剤
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械・設備等 屋根用成形機、壁用成形機、直刃せん断機(スケヤシャーリング等)及び附属品、ギャップシャーリング、ストレートシャー、エースカッター、折曲加工機、CAD/CAM システム、両頭グラインダ及び付属品、リベッティングマシン、スポット溶接機、ディスクマシン、卓上ボール盤、マシンバイス（箱バイス）、三本ロール、ガス溶接装置、ガス切断器、アーク溶接装置、高速と石切断機、ニブリングマシン及び付属品、作業台、ロータリシャー、電気ドリル、振動ドリル、脚立、プラズマ溶断機、レーザー切断機 ② 器工具等 打出し工具、絞り工具、リベッター、トーカス、ポンチ、片手ハンマ、板金ハンマ、木ハンマ、でんがく、チッピングハンマ、バイス、口金カバー、平やすり、やすり柄、組やすり、スレートドリル、ワイヤブラシ、たがね、チャックハンドル、モンキレンチ、六角レンチ、ウォータプライヤ、ドライバ、金鋸、金切りはさみ、折り台、拍子木、刀刃、丸棒、はぜ起こし、角床、火ばし、金ばし、バケツ、はんだごて、トーチランプ、タップ、ダイス、ハンドルリベッタ、コードリール、丸棒台、駒ノ爪床、いちょうば床、つかみ箸、菊絞り、クランプ、ハンチグドレッサ、ダイヤモンドブリック、かげたがね ③ 計測器等 スケール、コンベックス、巻尺、けがき定盤、V ブロック、台付きスコヤ、平行スコヤ、角度ゲージ、すき間ゲージ、水平器、三角スケール、ノギス、マイクロメータ、墨出し器、直尺

	④ 保護具等 保護眼鏡、電気溶接用保護眼鏡、防塵マスク、安全帽(ヘルメット)、安全靴、墜落制止用器具(安全帯)、溶接用手袋、足カバー、腕カバー、前掛け
--	---

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷）

業務区分 保温保冷

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
主な業務内容	① 保温保冷工事用材料の取付け及び充てん作業 ② 補助材の取付け作業 ③ 防湿材の取付け作業 ④ 外装仕上げ作業
想定される関連業務	① 仕様書・施工図等の読図作業 ② 配管作業 ③ 冷凍空気調和機器施工作業 ④ 建築板金（ダクト板金）作業 ⑤ 厨房設備施工作業 ⑥ 作業用機材の搬送作業 ⑦ 作業用機材の梱包・出荷作業 ⑧ 作業場所の整理整頓清掃作業 ⑨ 保温保冷工事作業に伴う足場等の組立て ⑩ 移動式クレーン運転作業 ⑪ 玉掛作業 ⑫ 高所作業車運転作業 ⑬ 防食作業 ⑭ 塗装作業 ⑮ その他、保温保冷業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① 人造鉱物繊維保温材（JIS A 9504） ロックウール保温材、グラスウール保温材 ② 無機多孔質保温材（JIS A 9510） けい酸カルシウム保温材、はっ水性パーライト保温材 ③ 発泡プラスチック保温材（JIS A 9511） A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、A 種押出法ポリスチレンフォーム保温材、 A 種ウレタンフォーム保温材、A 種ポリエチレンフォーム保温材、A 種フェノールフォーム保温材 ④ その他保温材（JIS の保温材に規定されていない素材（材料）） セラミックファイバーブランケット、ゴム系発泡材、塩化ビニルフォーム、多泡ガラス、粒状保温材、金属保温材 ⑤ 工事用補助材 防湿材、外装材、補助材（緊縛材、補強材、目張り材、整形材）、接着剤、シーリング材
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械、設備等 電動丸のこ、電気帯のこ、砥石切断機、電気鋲付け機、ブラインドドリベット機、押切、足踏シャー、動力シャー、スリッター、サークラーシャー、はぜ折機、ダクトはぜ折機、ひも出しロール機、三本ロール機、電気ドリル、コードレスドライバドリル、ベビーウィンチ、足場材 ② 器工具等 のこぎり、はさみ、ニッパ、ペンチ、包丁・ナイフ、かんな、しの、ハッカ、ラッシングベルト、バンド締機、封緘機、スパナ、レンチ、ドライバ、プライヤ、きり、コーキングガン、コードリール、けがき針、コンパス、墨つぼ、墨さし、金切りはさみ、折り台、拍子木、刀刃、たがね、ならし金敷、センタポンチ、各種保護具（安全帽、安全靴、保護眼鏡等）、木ハンマー、板金ハンマー、はぜおこし、つかみばし、菊しぼり矢床、こて、手ぐわ、こて板、練舟

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（吹付ウレタン断熱）

業務区分 吹付ウレタン断熱

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
主な業務内容	① 現場段取りの構築 ② 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業 ③ 品質管理作業
想定される関連業務	① その他吹付け作業 1.防火コート吹付作業 2.耐火被覆吹付作業 3.塗装作業 4.即硬化性ウレタン防水作業 ② 原材料・施工機械の保守・管理 ③ 施工条件（気温、吹付面状態把握など）の的確な判断による技術者・他業者への説明・交渉 ④ 原液ドラム缶・発泡機・発電機などの搬入・移動・撤去・管理 ⑤ 足場移動 ⑥ その他、吹付ウレタン断熱業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整地整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① JISA9567に規定される発泡原液（ポリオール成分、ポリイソシアネート成分） ② 関連工事用資材（防火コート材、吹付用塗料、耐火被覆材、即硬化性ウレタン吹付防水材、養生シート・養生テープ、吹付ガン洗浄剤）
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械・設備等 発泡器、スプレーガン、耐圧ホース（温調式）、ドラムポンプ、エアーコンプレッサー、発電機 ② 工具類 カット用ナイフ、カッター、保護帽、保護メガネ、保護マスク

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（海洋土木工）

業務区分 海洋土木工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事
主な業務内容	人力、機械、作業船等により以下の作業を行う。 (1)しゅんせつ作業 (2)地盤改良作業 (3)埋立・揚土等作業 (4)杭・矢板等の打込み作業 (5)基礎石等の水中投入・均し作業 (6)コンクリートブロック等の製作工事 (7)重量物の運搬据付作業 (8)現場コンクリート打込み作業 (9)舗装作業
想定される関連業務	①施工管理 ②建設機械・作業船の保守及び整備 ③建設機械・作業船の移動又は回航・えい航 ④資機材・土砂等の搬入、搬出、運搬、移動 ⑤工具、器具、資機材等の整備、点検、確認、準備 ⑥設備、施設、足場、通路等の設置、組立、解体 ⑦環境保全作業（環境対策） ⑧その他、海洋土木工業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	コンクリートブロック、コンクリート、アスファルト、鋼材（鋼板、鋼管、形鋼、棒鋼等）、地盤改良材料（砂・セメント）、石材、汚濁防止膜・枠、タイロッド、防舷材、係船柱、車止め、流電陽極 等
使用する主な機械、設備、工具等	作業船、作業船に付属する機械、ワイヤーロープ、滑車、シャックル、船用品、クレーン、ダンプトラック、バックホウ、発動発電機、溶接機、パイプレータ、ウィンチ、測量用機器、点検・整備用器具、保護具 等
備考	船員法上の船員により行われる作業は除く。

分野参考様式第6－1号（特定技能所属機関）

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
4. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
5. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

㊟

年 月 日

1 号特定技能外国人受入報告書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊞

1 号特定技能外国人を受け入れましたので，出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 3 条第 3 項 4 号の規定に基づき，下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1 号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1 号特定技能外国人の生年月日
- 4 1 号特定技能外国人の性別
- 5 1 号特定技能外国人の国籍
- 6 1 号特定技能外国人の住居地
- 7 1 号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 キャリアアップシステム技能者 I D
- 9 1 号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動，職種及び作業の名称又は合格した試験
- 1 0 上陸年月日
- 1 1 建設特定技能開始年月日
- 1 2 在留期間満了年月日

年 月 日

1号特定技能外国人退職報告書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊤

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の住居地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 9 転職（予定）先の特定技能所属機関の名称
- 10 上陸年月日
- 11 退職年月日
- 12 在留期間満了年月日

年 月 日

1号特定技能外国人帰国報告書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊞

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき、建設特定技能を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

1 建設特定技能受入計画の認定番号

2 建設特定技能を終了した1号特定技能外国人

- (1) 1号特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- (2) 1号特定技能外国人の生年月日
- (3) 1号特定技能外国人の性別
- (4) 1号特定技能外国人の国籍
- (5) 1号特定技能外国人の在留カード番号
- (6) 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- (7) 1号特定技能外国人の帰国先
- (8) 帰国理由

3 受入期間

年 月 日～ 年 月 日（ 年 か月）

年 月 日

建設特定技能継続不可事由発生報告書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 3 条第 3 項 4 号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生事由
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・
行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ そ
の他)
- 4 発生事由の詳細
※ 行方不明者の発生の場合は、1 号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生
年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者 I D、行方不明に至る経緯
等について記載する。
- 5 今後の対処方法

年 月 日

建設特定技能受入計画変更申請書

国土交通大臣殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき，建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

（変更内容）

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

（補足等）

※ 補足が必要な変更内容について，適宜記載すること

分野参考様式第6－6号（別紙）

特定技能外国人受入リスト（変更）

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
- (2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 特定技能外国人に関する事項

	特定技能外国人 1	特定技能外国人 2	特定技能外国人 3
氏名（フリガナ）			
生年月日			
性別			
国籍			
キャリアアップシステム技能者 I D			
従事させる業務			
就労させる場所（都道 府県単位）			
計画期間			
報酬予定額（月額）			
修了した建設分野技 能実習			
技能実習時の報酬（月 額基本給）			
修了した建設特定活 動の職種及び作業			
建設特定活動時の報 酬（月額基本給）			
母国での実務経験（職 種及び年数を記入）			
合格した技能試験			
合格した日本語能力 試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

- ※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。
- ※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

建設特定技能受入計画変更届出書

国土交通大臣殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊞

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 5 条第 2 項の規定に基づき，建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。

記

（変更内容）

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

（補足等）

※ 補足が必要な変更内容について，適宜記載すること

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)の改正について

令和2年2月
国土交通省

特定技能在留資格の建設分野における職種の追加について (分野別運用方針の改正:令和2年2月28日閣議決定)

1. 背景

特定技能在留資格を創設するための改正入管法が、平成30年12月に成立、同法に基づく政府基本方針、分野別運用方針が同年末に閣議決定され、平成31年4月に施行。国土交通省関係では、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊の5分野において、新たな在留資格制度を活用した外国人材の受入れを行っているところ。

今般、受入れ開始約1年が経過し、建設分野の受入れ職種の追加等の所要の改正を行う。

2. 分野別運用方針の概要

受入れ職種等については、各特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針である分野別運用方針において定めている。

※受入れ職種の考え方

- ・特定の職種で特定技能外国人を受け入れることについて業界の合意が形成されていること
- ・海外における技能評価試験実施に向けた業界団体の準備体制が整っていること

3. 追加する職種について

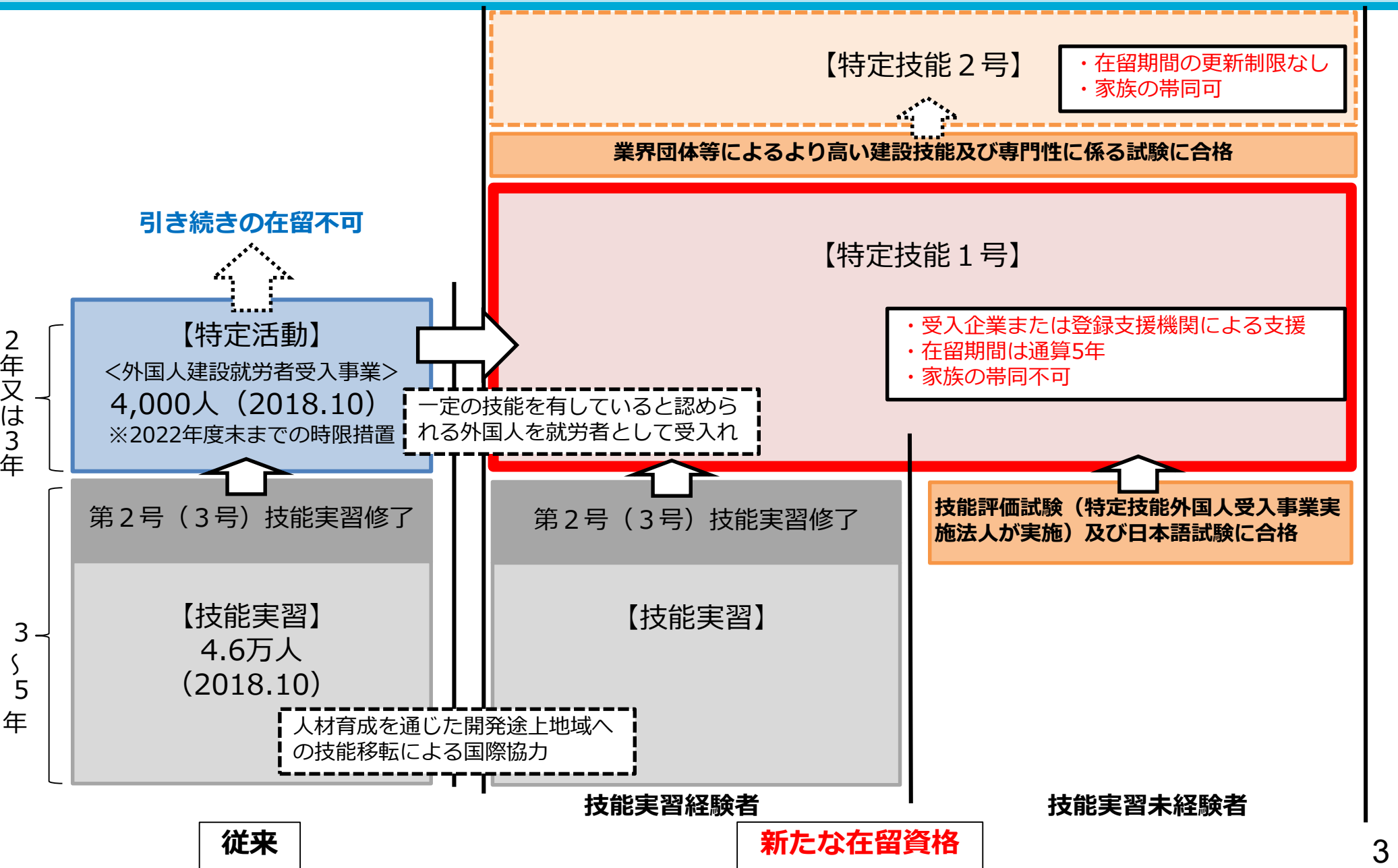
建設分野について、現在の11職種に**7職種**を追加し、**18職種**に変更

追加する職種:とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工

建設分野特定技能の受入対象業務

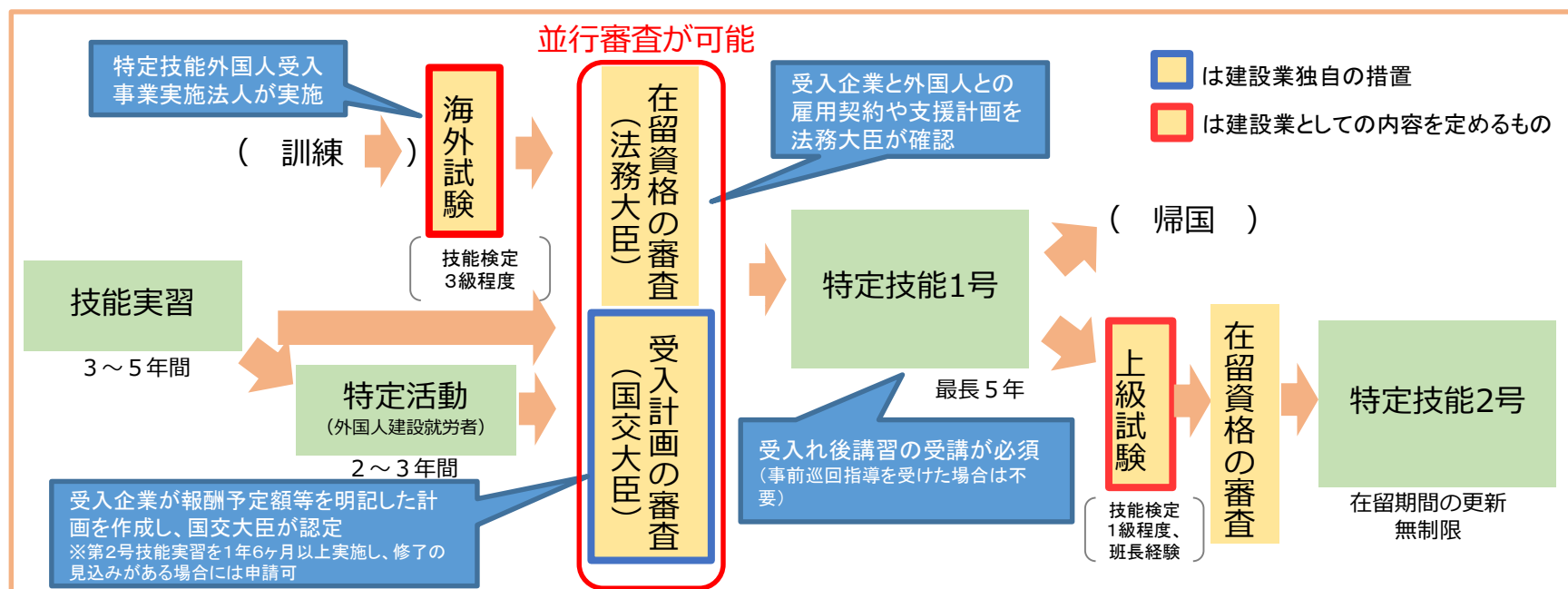
職種	受入開始年
型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装 ＜ 1 1 職種＞	2019年
とび、建築大工、建築板金、配管、保温保冷、ウレタン断熱、海洋土木工 ＜ 7 職種＞	2020年

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。



○1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査と並行し、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦ 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



技能実習等の受入対象職種との対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	37
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	172
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	128
建具製作	木製建具手加工作業	73
建築大工	大工工事作業	1,089
型枠施工	型枠工事作業	2,018
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	2,066
とび	とび作業	3,935
石材施工	石材加工作業	121
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	195
かわらぶき	かわらぶき作業	112
左官	左官作業	474
配管	建築配管作業	527
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	142
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	976
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
表装	カーテン工事作業	117
	壁装作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	89
防水施工	シーリング防水工事作業	519
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	158
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	5
建設機械施工	押土・整地作業	1,386
	積込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	0
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,033)
塗装(※)	建築塗装作業	(2,879)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(6,749)
	半自動溶接	

※職種別「技能実習2号」への移行者数(H29)

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土工（※2020年から追加）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、15職種24作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー（H29実績ベース）

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。